

(申請書)

申請先：日本健康会議

健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

申請者：法人名

代表者名



健康経営優良法人 2019(中小規模法人部門)
認定申請書

法人番号 (※1)		
法人格の種類		(例：株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人 等)
法人名称		(名称)
		(フリガナ)
		(英語表記) ※表記がある場合のみ記載
業種 (※2)	類型 (1つのみ選択)	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 医療法人・サービス業 <input type="checkbox"/> 製造業その他
	分類 (1つのみ選択)	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他サービス業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請法人が企業グループ等に所属している場合、グループ内の他の法人の申請の有無		あり ・ なし ・ グループ企業等ではない (ありの場合) 法人名：
加入している保険者		(例：全国健康保険協会〇〇支部) ※必ず支部名まで記載してください
加入している保険者の「健康宣言」事業の名称 (※3)		

※1. 「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、指定・通知された番号を記入してください。

なお、国税庁の「法人番号公表サイト」からも検索できます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※2. 「業種」の「類型」は下表を参考にしてください。また「業種」の「分類」は実際の業務内容から選んでください。

(参考) 中小企業基本法上の類型

第13回改定(平成26年4月1日施行)

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

類型表中、中分類の詳細等については、下記 URL の日本産業分類を参照

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

※3. 「加入している保険者の「健康宣言」事業の名称」については、保険者が健康保険組合の場合は、健康保険組合連合会(都道府県連合会)が取り組む「健康宣言」事業の名称を記載してください。

※4. 本申請における従業員数は、申請日時点の人数であり、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する「常時使用する従業員」(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)の人数に加え、健康診断実施義務の無い他社からの受入れ出向社員や派遣社員等、「常時使用する従業員」に該当しない者(その他従業員)であっても、健康経営の施策(運動機会の増進に向けた取り組み、食生活の改善に向けた取り組み等)の対象となっている場合については、従業員に含めることができます。

なお、従業員の被扶養者や家族については、健康経営の取組において対象となっても、直接組織に属していないため、本認定制度における「従業員」の定義には含みません。

※5. 健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）への申請は以下に該当する法人が対象となります。

業種	中小規模法人部門申請対象となる法人の要件 (下表のいずれかに該当すること)	
卸売業	従業員数 1 人以上 100 人以下	中小企業基本法上の「中小企業者」 に該当する会社 (従業員を 1 人以上使用していること)
小売業	従業員数 1 人以上 50 人以下	
医療法人・サービス業	従業員数 1 人以上 100 人以下	
製造業その他	従業員数 1 人以上 300 人以下	

なお、健康経営優良法人 2019 認定より、上記 4. の「従業員数」の要件を満たさない場合であっても、会社法上の「会社」にあたる株式会社等については、中小企業基本法上の、資本金を含めた分類において「中小企業者」にあたる場合は、中小規模法人部門により申請が可能です。

具体的には以下の表に示す要件を満たす場合に申請が可能です。

ただし、「中小企業者」への該当により「中小規模法人部門」に申請を行う場合も、「従業員」は必ず 1 人以上使用している必要があります。

また、一つの法人が、大規模法人部門と中小規模法人部門の両方に申請を行うことは出来ません。

【中小企業基本法における「中小企業者」の定義】

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

【申請にあたっての留意事項】

- 申請する際は、申請書に別添1～3を添付し、全てA4サイズ(両面印刷不可)としてください。
- 別添1において適合している(○)とした項目は、認定基準適合状況説明書(別添2)において、その事実・取組内容を説明してください。空欄にした項目は、別添2の添付は不要です。
- 健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)に認定された法人は、認定基準適合状況記載表(別添1)の「3. 制度・施策実行」の適合状況(審査結果)及び同表の“アピールしたい取組”が経済産業省のホームページ等で公表されますので、ご承知おきください。
- 今年度より、加入している保険者によって書類の提出先が異なりますので、ご注意ください。

加入している保険者	申請書 提出先
全国健康保険協会(協会けんぽ)	健康経営優良法人 認定事務局(※)
健康保険組合	健康保険組合
全国土木建築国民健康保険組合	全国土木建築国民健康保険組合(健康支援室)
その他の国民健康保険組合、共済組合等	健康経営優良法人 認定事務局(※)

※日本健康会議 健康経営優良法人 認定事務局
 [申請書郵送先]
 〒107-6322 東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー(株博報堂内) ※消印有効

- 申請書の提出期限は平成30年11月30日(消印有効)です。以降の申請は理由の如何を問わず受領できませんので、ご注意ください。
- 申請書、その他申請に際し提出した書類は一切返却しませんので、ご承諾の上で申請してください。
- 本申請書に記載された個人情報、健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)の認定に使用し、本制度の運営に必要な範囲で、経済産業省、厚生労働省、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会に対して、個人情報を提供する場合があります。
- 申請内容について虚偽等が明らかになった場合は、認定の取消を行うとともに、取消の日から一定期間の申請を認めない等の対処を行うことがあります。あらかじめご了承の上で申請してください。
- 申請書類一式に記載された内容は、経済産業省、厚生労働省、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定委員会事務局において、この制度の運営のために使用し、データの管理には万全を期します。

また、健康経営優良法人認定委員会において、申請法人が特定されない形で集計・分析し、日本健康会議の採択宣言の目標達成及び健康経営の普及のために利用させていただくことがあります。

(別添1)

認定基準適合状況記載表

下表の自己評価欄について貴法人が適合と判断する評価項目に「○」を記入してください(適合ではない項目は空欄としてください)。自己評価において「○」とした項目について、別添2「認定基準適合状況説明書」に説明の記載をお願いします。

原則として、「2017年4月1日より申請日までの間に行った取組(長期的な取組において、その実施期間の一部が含まれている場合も可)」が審査の対象となります。

ただし、下記「健康宣言の社内外への発信」、「健康づくり担当者の設置」、「④健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)の設定」等の組織の体制整備に関する評価項目については、認定基準に適合する状態に至った時点が2017年4月1日以前であっても申請日時点で当該状況が維持されていれば適合とします。

大項目	中項目	小項目	評価項目	自己評価 (○)	要件	頁
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診		必須	P7
2	組織体制		健康づくり担当者の設置		必須	P8
3 制度・施策実行	(1)従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)		2項目以上	P9
			②受診勧奨の取り組み			P10
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			P11
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)の設定			P12
	(2)健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定		1項目以上	P13
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み			P14
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			P15
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)			P16
	(3)従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み		3項目以上	P17
			健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑪運動機会の増進に向けた取り組み			P19
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み			P20
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み			P21
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み			P22
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			P23
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み		必須	P24		
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供		必須	P25
5	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること(自主申告)		必須	P26
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)			
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)			
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)			
アピールしたい自社の取り組み			第1希望		第2希望	第3希望
※「3 制度・施策実行」から①～⑮のいずれかを記入						

(別添2)

認定基準適合状況説明書

必須項目

(項目番号 1 【必須】健康宣言の社内外への発信 ・ 経営者自身の健診受診)

【適合基準】健康宣言の社内外への発信 (以下①②のいずれにも該当すること)

- ① 経営者が、全国健康保険協会等保険者のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化(健康宣言書の策定等)し、その文書等を従業員その他の関係者(ステークホルダー)に対し表示(発信)していること
- ② 健康宣言が明文化された文書は、事業所入口、会議室、応接室等に掲示する又はホームページに掲載するなど、従業員(社内)及び取引先や消費者など社会一般(社外)の利害関係者のいずれもが閲覧できる状態にすること

記載欄		
健康宣言日	年 月 日	
実施内容の説明 証拠資料の貼付等	① 健康宣言書の写し <div style="border: 1px dashed black; height: 200px; width: 100%;"></div>	② 健康宣言の社内への発信状況
		③ 健康宣言の社外への発信状況

【適合基準】経営者自身の健診受診

経営者自身が年に1回定期的に健康診断を受診していること

記載欄	
直近の健診受診日	年 月 日

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

必須項目

(項目番号2 【必須】健康づくり担当者の設置)

【適合基準】

全ての事業場(※)において従業員の健康管理(健康診断や保健指導の実施、特定保健指導の連絡窓口等の実務)を担当する者を定めていること。なお、事業場間の担当者の兼務は、組織マネジメント上合理的な理由がない場合は、原則不適合とする

(衛生管理者、(安全)衛生推進者、全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保健委員を、担当者の1人としてあてるとも適合とする)

※「事業場」については、健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)認定基準解説書P6参照

記載欄				
全事業場の数			か所	
事業場ごとの健康づくり担当者一覧				
	事業場の名称	事業場の人数	健康づくり担当者	
			役職	氏名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※特記事項(同一の従業員等が健康づくり担当者を兼務している場合の理由、「事業場の人数」欄の合計と申請書P2の「従業員数」が一致しない場合の理由等を記載)

注)本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-1-1 ①定期健診受診率(実質100%))

【適合基準】 以下①②のいずれかに該当すること

① やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が100%であること

② やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が95%以上であり、未受診者に対しては、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること

記載欄							
定期健康診断 実施日(期間)	年 月 日 ~			年 月 日			
常時使用する 従業員数 <small>※申請書 P2「常時使用する従業員数」①~④ の合計人数を記載</small>	人	対象者 数(a)	人	受診者数 (b)	人	未受診 者数	人
常時使用する従業員数と対象者数が一致しない場合、その理由							
受診率 (b/a×100)	% (年 月 日時点)						
受診率が95%以上100%未満の場合の受診勧奨の内容等	<p>※<u>受診率が95%以上100%未満の場合は、未受診者に対して早期受診を働きかけていることを本欄で説明してください。</u> (受診勧奨の対象者数、実施時期及び実施内容を明記してください。)</p> <p>※不要な個人情報は掲載しないでください。</p>						

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号3-1-2 ②受診勧奨の取り組み)

【適合基準】 以下①②のいずれかに該当すること

① 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組み又は制度があること

② 従業員に対し、がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み又は制度があること

* 定期健康診断、保健指導、特定健康診査・特定保健指導や、女性の健康に特化している受診勧奨は、この項目の評価対象外

記載欄	
該当項目 (いずれかに○)	① 再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨
	② がん検診、任意健診の受診勧奨
取組の種類 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 定期健康診断の再検査等に要する時間の出勤認定や特別休暇認定 <input type="checkbox"/> 休日等に再検査等を受診した際の出勤認定又は有給以外の特別休暇の付与 <input type="checkbox"/> がん検診等、任意検診の費用補助 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容の説明	<p>※取組の詳細について、本欄で説明してください。</p> <p>※不要な個人情報は掲載しないでください。</p>

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号3-1-3 ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施)

【適合基準】

従業員50人未満の全ての事業場において、労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じて、ストレスチェックを実施していること

または、従業員50人未満の事業場がなく、かつ、労働安全衛生法の義務である従業員50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施している場合も、本項目を満たしているものとする（その場合、下記の記載欄の「50人未満の事業場の有無」の「無し」をチェックすることにより適合とする）

記載欄	
50人未満の事業場の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し（50人以上の事業場におけるストレスチェック（法令義務）は実施）
50人未満の事業場の数	か所 （※上記「有り」の場合に記入。項目番号2に記載の事業場のうち、50人未満の事業場の数と一致すること）
ストレスチェックの実施確認	<input type="checkbox"/> ← 50人未満の全ての事業場でストレスチェックを実施している場合は <input checked="" type="checkbox"/> （必須）
ストレスチェック実施日(期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有り 委託事業者名（ ） <input type="checkbox"/> 無し
ストレスチェックの実施方法	（実施方法について、以下の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> （必須）） <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度の手順に準じて実施している ※ストレスチェック制度の詳細については以下を参照してください。 厚生労働省「ストレスチェック制度導入マニュアル」 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」
備考	

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚（片面印刷）までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号3-2-1 ⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

① 1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している又は外部機関主催の研修等に参加させていること

(個人が任意で受講している研修等は含まれない)

※女性の健康課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施は【項目番号3-3-4】「⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み」において評価し、本項目においては評価の対象外とする)

② 少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行い、周知を図っていること

記載欄			
取組の種類 (どちらかに○)		研修等	情報提供
取組の概要			
前回 実施日	年	月	日
次回実施 予定時期	年	月	
対象者	<input type="checkbox"/> 全従業員・全管理職 (情報提供の場合は必須) <input type="checkbox"/> 一部の従業員・管理職等		
(一部の管理職等が外部の研修を受講した場合) 他の受講すべき者への伝達方法			
(情報提供の場合) 情報提供の頻度			
実施内容の 説明	※研修プログラム又は情報提供の内容について本欄で説明してください。 ※情報提供の場合は、全従業員への周知方法も説明してください。		

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-2-3 ⑦ コミュニケーションの促進に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員同士のコミュニケーション向上に寄与するイベント等の取り組み又は外部機関主催のイベント等への組織としての参加を、1年度に少なくとも1回以上定期的実施していること

※単に従業員の中の有志により開催・参加を募ったものは不適とする

記載欄	
取組の概要	
前回実施日	年 月 日
次回実施予定時期	年 月
実施内容の説明	①取り組みの目的
	②実施主体、対象者 【実施主体】： 【対象者】：
	③取り組みの詳細

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-1 ⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

- ① 健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導の機会を提供していること
- ② 保険者による特定保健指導の実施を促すため、指導時間の就業時間認定又は特別休暇認定や指導のための場所の提供等の取り組みを行っていること

※保健指導、特定保健指導については、健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）認定基準解説書 P29 参照

記載欄	
該当項目 (いずれかに○)	① 保健指導の実施
	② 特定保健指導の実施を促す法人の取り組み
実施日(期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
取組の概要	【該当項目で①を選択した場合】 <input type="checkbox"/> 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、産業医や保健師による保健指導の実施 <input type="checkbox"/> 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、地域産業保健センターによる保健指導への申込 <input type="checkbox"/> その他 ()
	【該当項目で②を選択した場合】 <input type="checkbox"/> 特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定 <input type="checkbox"/> 従業員の特定保健指導受診のための勤務シフトの時間調整 <input type="checkbox"/> 保険者への特定保健指導の実施支援（特定保健指導実施場所の提供等） <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容の説明	※（①の場合）定期健康診断の結果、保健指導が必要とされた従業員の受診のために行った法人の取り組みを、本欄で説明してください。 ※（②の場合）就業規則の抜粋等、制度が整備されていることを確認できるもの又は社内通知等取り組みを行った事実が確認できるものを貼付してください。 ※（①②共通）保険者ではなく法人の取り組みを説明してください。

注) 本説明書は、各項目につき A4 一枚（片面印刷）までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号3-3-2 ⑩食生活の改善に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の健康課題に基づき、従業員の食生活の改善に向けた普及啓発等の取り組みを継続的に行っていること

(従業員の健康増進に向けた目標【項目番号3-1-4】参照)や、従業員の健康課題をもとにしていない取り組み、食生活の改善を直接の目的としていない取り組みは不適とする)

記載欄	
取組の概要	
取組実施に至った従業員の健康課題等	<input type="checkbox"/> 生活習慣病予備群と見られる従業員が多かった <input type="checkbox"/> メタボリックシンドロームに診断されている従業員が多かった <input type="checkbox"/> 朝食をとらない従業員が多かった <input type="checkbox"/> 従業員の食生活に偏りが見られた <input type="checkbox"/> 従業員の健康意識の向上 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施日(期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
取組の種類	<input type="checkbox"/> 健康に配慮した仕出し弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供 <input type="checkbox"/> 社員食堂のメニューにおける栄養素やカロリー情報の表示 <input type="checkbox"/> 自動販売機等の飲料の内容を低糖・低カロリーのものに変更 <input type="checkbox"/> 従業員への健康に配慮した食事・飲料の提供・補助 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容の説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-3 ⑪運動機会の増進に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の健康課題に基づき、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを継続的に
行っていること

(従業員の健康増進に向けた目標【項目番号3-1-4】参照)や、従業員の健康課
題をもとにしていない施策、運動機会の増進を直接の目的としない取り組みは不
適とする)

記載欄	
取組の概要	
取組実施に 至った 従業員の 健康課題等	<input type="checkbox"/> 従業員の運動不足の解消 <input type="checkbox"/> 従業員の心身のリフレッシュ <input type="checkbox"/> 従業員の健康意識の向上 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施日 (期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
取組の種類	<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車での通勤環境の整備 <input type="checkbox"/> ラジオ体操やストレッチの実施、クラブ活動の促進 <input type="checkbox"/> 従業員対抗の取り組み(歩数競争等) <input type="checkbox"/> 運動施設利用料の会社負担 <input type="checkbox"/> 心身の健康増進を目的とした旅行(ヘルスツーリズム)を通じた運動知識の向上 や運動機会の増進 <input type="checkbox"/> 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへの参加による運動機会の増進 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容の 説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-5 ⑬従業員感染症予防に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の感染症予防に向けて予防接種に要する時間の出勤認定、感染者の出勤停止等、感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していること

記載欄	
取組の概要	
取組の種類	<input type="checkbox"/> 予防接種時間の出勤認定 <input type="checkbox"/> 予防接種実施場所の提供 <input type="checkbox"/> 風しんやインフルエンザ等の予防接種の費用負担 <input type="checkbox"/> 健康診断時の麻しん・風しんなどの感染症抗体検査の実施 <input type="checkbox"/> 感染者の出勤停止や特別休暇認定制度の整備 <input type="checkbox"/> 全ての事業場におけるアルコール消毒液の設置やマスクの配布 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施日 (期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
実施内容の 説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-6 ⑭長時間労働者への対応に関する取り組み)

【適合基準】

従業員の労働環境を踏まえ、長時間労働者(超過勤務 80 時間を超える者)が発生した場合(管理職を含む)の、過重労働防止に向けた具体的な対応策を事前に定めていること

ただし、2017年4月1日より申請日までの期間において、全ての従業員(管理職を含む)の1ヶ月あたりの超過勤務時間が45時間を超える月がない場合には、基準を満たすものとして取り扱う

記載欄	
超過勤務時間 45 時間超の 従業員	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない(平成 29 年 4 月 1 日から申請日までの間) → 基準適合とみなす
取組の種類	<input type="checkbox"/> 超過勤務時間が月 80 時間を越える労働者に対する産業医面接 <input type="checkbox"/> 退勤から出勤までの勤務間インターバル制度の導入 <input type="checkbox"/> その他()
対策の策定日	年 月 日
策定した対策 の説明	※(超過勤務時間 45 時間以上の従業員がいる場合) <u>80 時間を超える超過勤務が発生した場合における対策</u> について本欄で説明してください。

注) 本説明書は、各項目につき A 4 一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

必須項目

(項目番号 3-3-8 【必須】 受動喫煙対策に関する取り組み)

【適合基準】

従業員の受動喫煙防止に向け、全ての事業場において、①敷地内禁煙、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」(平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号)の「4 受動喫煙防止のための措置」を基に、②屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)又は③喫煙室の設置(空間分煙)を行っていること

ただし、顧客が喫煙できることをサービスに含めている宿泊業、飲食店等で屋内全面禁煙又は空間分煙が困難な場合においては、上記通達に基づき、④喫煙可能区域を設定した上で当該区域において適切な換気を行っている場合も適合とする

(喫煙室内以外禁煙においては、非喫煙場所にたばこの煙が漏れないよう措置を講じていること)

記載欄					
No	事業場名 ※項目番号2「健康づくり担当者の設置」 (P8)に記載の事業場と必ず一致している こと	事業場ごとの受動喫煙対策の状況 (各事業場につき1つだけ○、対策がされていない場合は全て空欄)			
		① 敷地内 禁煙	②屋内全面 禁煙	③喫煙室の 設置 (空間分煙)	④喫煙可能区域 での適切な 換気措置(※)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
※上表で④「換気措置」を 選択した事業場について 事業内容を記載					
(参考) 喫煙率		%			

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

必須項目

(項目番号4 【必須】(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供)

【適合基準】: 以下①②のいずれかに該当すること

- ① 保険者に対し、従業員が40歳以上の健康診断のデータを提供していること
- ② 保険者からの求めに応じ、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供する意志表示を保険者に対し行っていること

記載欄			
データ提供先 保険者種別 (いずれかに○)		全国健康保険協会 (協会けんぽ)	健康保険組合
		国民保険組合 (土木建築国保 等)	共済組合、その他
データ提供先 保険者名称			
データ提供 状況 (いずれかに○)		① データ提供済み	②データは未提供だが データの提供について 保険者に同意済み
備考	※上記で②を選択した場合、データ提供の意思表示をした際の同意書等があれば貼付してください。		

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添3)

日本健康会議

健康経営優良法人認定委員会 宛て

誓約書

健康経営優良法人 2019(中小規模法人部門)に対する申請にあたり、下記記載の事項について誤りがないことを誓約いたします。

記

1. 申請者は、以下の法令を遵守していること。
 - (1) 労働安全衛生法第 66 条に基づき、健康診断を行っていること。
 - (2) 労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、従業員 50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っていること。
2. 2017 年 4 月 1 日から申請日まで、以下の事実がないこと。
 - ①労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
 - ②長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
 - ③労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。
3. 申請内容に虚偽がないこと。また認定審査に際し貴委員会から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応すること。
4. 過去、現在及び将来に、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。
5. 健康経営優良法人に認定されたときには、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 申請書に記載し、認定の根拠となった事実・取組については、定期的・継続的に法人内の状況を適切に把握し、申請時点の取組状況を維持又は向上させるよう努めること。

なお、取組等の状況確認のため、貴委員会において調査が必要と認めた場合は、これに協力し誠実に対応すること。
 - (2) 健康経営優良法人のロゴマークは、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」に従い、かつ、認定有効期間内(健康経営優良法人 2019 認定後より 2020 年 3 月 31 日まで)に限り使用すること。
 - (3) 申請時点で法人の名称や所在地、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに変更事項報告書により報告すること。
 - (4) 申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに認定書返納届とともに認定書を返納すること。
 - (5) 認定基準又はこの誓約の内容に反する事実が明らかになり、これに基づいて認定が取消され、その事実が公表されるに伴い、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
 - (6) 認定書を返納した場合又は認定が取り消された場合に、健康経営優良法人としての自称及びロゴマークの使用を速やかに取りやめること。
6. 申請にあたり、以下の事項に同意すること。
 - (1) 健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 78 号)による改正健康増進法において求める受動喫煙対策の遵守に向けた取り組みを行うこと。
 - (2) 健康経営優良法人 2019(中小規模法人部門)に認定された法人は、「認定基準適合状況記載表」の「3. 制度・施策実行」の適合状況(審査結果)及び同表の“アピールしたい取組”が経済産業省のホームページ等で公表されること(公表のイメージについては別紙を参照)。
 - (3) 認定審査は、申請者から提出された申請書及び誓約書に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の取組が実際に行われていることについての説明責任は申請者に帰するものであり、日本健康会議とその構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が何らかの責任を負うことはないこと。

平成 年 月 日

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

印

健康経営優良法人 2019 認定法人の認定基準適合状況公表イメージ

【中小規模法人部門】

No.	都道府県	法人名称	アピールしたい取り組み	評価項目（選択項目）の適合状況														
				従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討				健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント				従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策						
				①定期健診受診率（実質100%）	②受診勧奨の取り組み	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み（⑮以外）	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	⑩食生活の改善に向けた取り組み	⑪運動機会の増進に向けた取り組み	⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み
1	●●県	A法人	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○
2		B法人	⑩食生活の改善に向けた取り組み	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-	○
3		C法人	⑪運動機会の増進に向けた取り組み	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
4	■■県	D法人	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-
5		E法人	②受診勧奨の取り組み	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	
6		F法人	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-
7	▲▲県	G法人	⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
8		H法人	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		I法人	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
10		J法人	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-